

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の 見直しについて

平成30年8月24日
農 林 水 産 省
消費・安全局動物衛生課

1 背景

我が国では、BSEの浸潤状況の把握及び飼料規制の有効性確認のため、平成15年4月以降、農場における死亡牛のBSE検査を行っており、対象となる牛については、牛海綿状脳症特別措置法及び家畜伝染病予防法により規定され、その詳細については、BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「本指針」という。）で定められている。

本指針は、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。平成16年11月の本指針の公表以降、我が国におけるBSEのリスクの変化等を踏まえ、検査対象となる牛等の見直しを行ってきた。

平成30年度は、前回改正から3年を経過することとなることから、本指針の見直しを開始し、6月8日、家畜衛生部会に諮問したところ。

2 近年の状況

- (1) 飼料規制等の対策（別紙1-1）の徹底により、飼料規制開始（平成13年10月）直後の平成14年1月生まれの牛を最後にBSEの発生はなく（別紙1-

- 2)、我が国のBSEの発生リスクは、大幅に低下し、それが維持されている状況。
- (2) 世界的にみても、BSEの発生件数は平成4年をピークに低下し、昨年はわずか5頭の発生（全て非定型BSE）である（別紙1-3）
- (3) 平成25年5月、国際獣疫事務局（OIE）は、我が国のBSE対策が有効であると認め、「無視できるBSEリスク」の国に認定した。その後も、サーベイランスの結果等を毎年OIEに対し報告し、同認定を維持している。
- (4) 平成27年、我が国のBSE発生リスクの低下等を踏まえ、一般的な死亡牛及び歩行困難・起立不能牛の検査対象月齢を満24か月齢以上から満48か月齢以上に見直すとともに、臨床所見に基づいたサーベイランス結果の報告体制を詳細に整備した。
- (5) なお、平成29年4月、厚生労働省は、と畜場における健康と畜牛を対象とした検査を廃止した（別紙1-4）。

3 本指針の変更の方針

BSEを取り巻く状況や科学的知見を踏まえ、我が国におけるBSEの発生リスクは更に低下していると考えられることから、資料2のとおり、リスクに応じた所要の見直しを行うこととしたい。

4 指針の見直しにあたって考慮すべき事項

- (1) 定型及び非定型BSEを的確に検出でき、かつ、飼料規制等のBSE対策の有効性を確認可能な検査体制を維持すること。
- (2) OIEが定める「無視できるBSEリスク」の認定を維持すること。

○家畜伝染病予防法（抄）

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第三条の二

1～5 （略）

- 6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 7 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

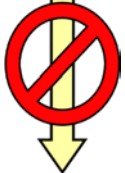
BSE対策の概要

○農林水産省

- ・飼料規制(肉骨粉等の飼料としての給与を禁止)
- ・死亡牛等のBSE検査(死亡牛:48か月齢以上、臨床疑い牛:全月齢)

○厚生労働省

- ・特定危険部位の除去
- ・と畜検査(BSE検査:神経症状等を呈する24か月齢超の牛)(健康と畜牛の検査は廃止)



牛肉骨粉等



生産農場



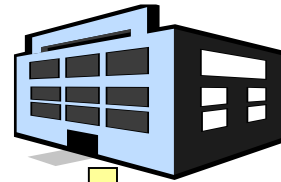
- ・死亡牛:48か月齢以上
- ・特定臨床症状牛:全月齢

と畜検査

- ・BSE検査(神経症状等を呈する24か月齢超の牛)
(健康と畜牛の検査廃止:平成29年4月1日以降)

厚生労働省所管

と畜場・食肉処理場



小売店

厚生労働省所管

特定危険部位※を除去

※ 全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部(舌、ほほ肉、皮を除く。)、せき柱及びせき髄

特定危険部位は焼却



家畜保健衛生所

- 死亡牛等のBSE検査(BSE対策の有効性の確認)
- ・死亡牛:48か月齢以上(平成27年4月1日~)、特定臨床症状牛:全月齢

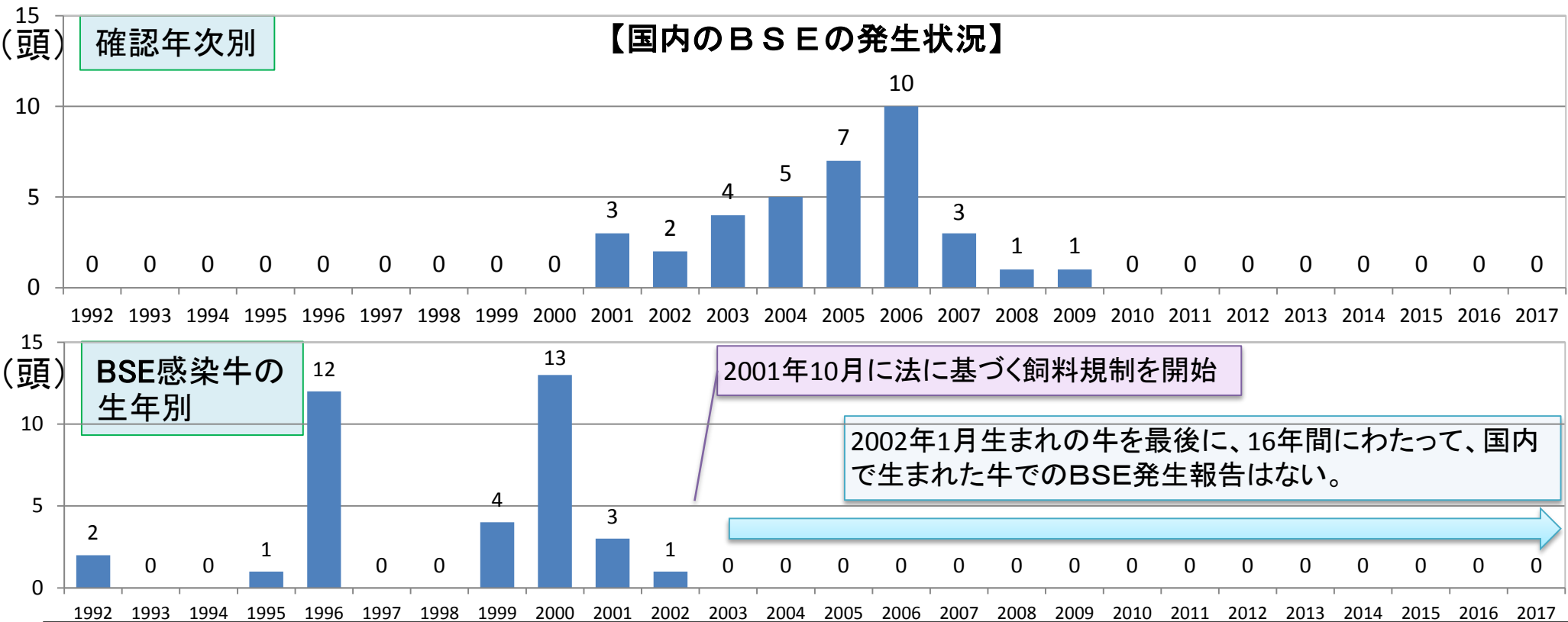
農林水産省所管

- 飼料規制(BSE発生防止対策)
- ・牛肉骨粉等は輸入及び飼料利用を禁止(平成13年10月以降)
 - ・牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離(交差汚染の防止対策)
 - ・輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

農林水産省所管

我が国におけるBSEの発生状況

- ・ 2001(平成13)年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)が発生。
- ・ 出生年別にみると、1996(平成8)年生まれが12頭、2000(平成12)年生まれが13頭と多い。
- ・ 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、16年間にわたって、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- ・ 2013(平成25)年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

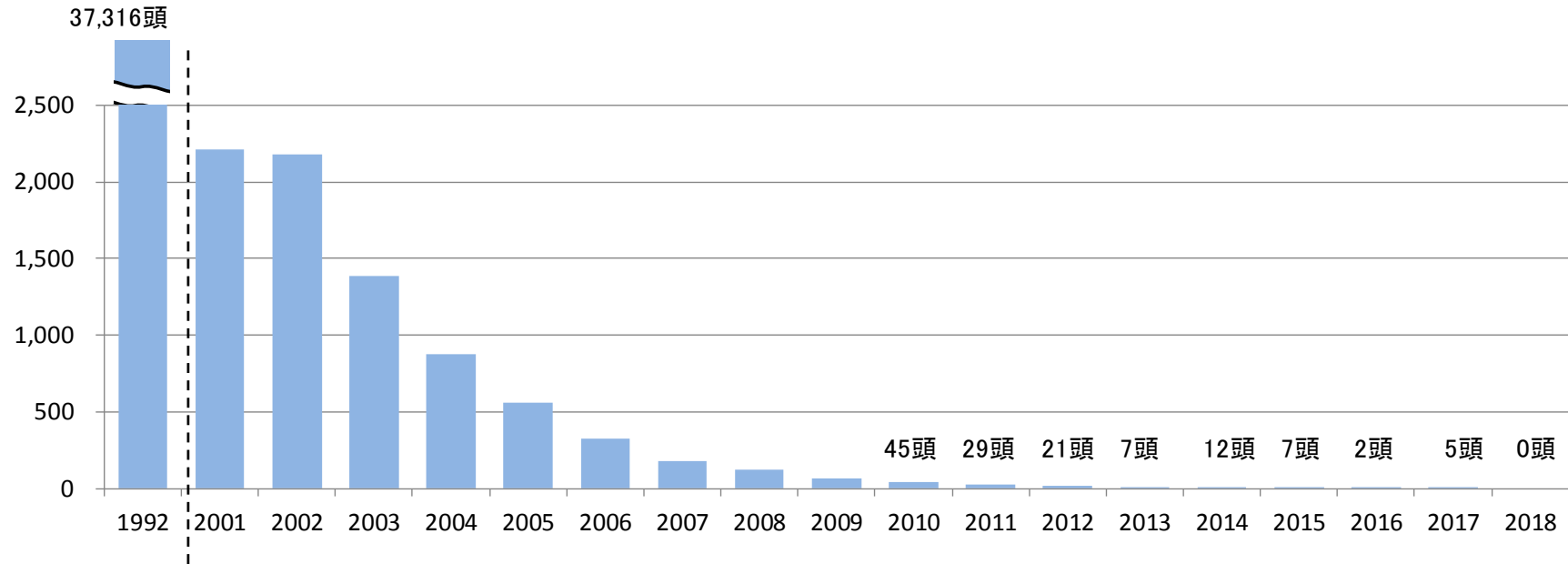


◎BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛(13頭)の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があるとされた。

世界のBSE発生件数の推移

発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	累計	
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	5	0	190,679	
欧州 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	4	0	5,988	
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	0	184,627	
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 ^(※1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	21 ^(※2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1







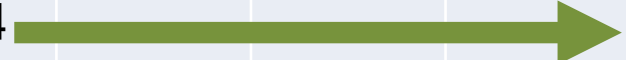



注：OIE情報（2018年7月31日時点におけるOIEウェブサイト掲載情報）をもとに動物衛生課でとりまとめ

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

我が国におけるBSE検査対象月齢の変更経緯

[単位:月齢]

		H13/10	H15/4	H17/8	H25/4	H25/7	H27/4	H29/4	H31/4
と畜場	症状牛*	全月齢			(>24)	>24			
	健康牛	全月齢		(>20)	(>30)	>48		—	—
農場	特定臨床症状牛	全月齢							
	歩行困難・起立不能牛	—	≥ 24				≥ 48		
	その他の死亡牛	—	≥ 24				≥ 48		見直し

* : 農場検査における歩行困難・起立不能牛に相当
 注意: カッコは変更を行ったが実態として全頭検査が継続

現在の死亡牛の流れとBSE検査の流れ

(別紙1-5)

